川越市公共工事中間前金払に関するＱ＆Ａ

**Ｑ１　中間前金払とはどのようなものですか？**

Ａ１　中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が５００万円以上で、かつ、工期が６０日を超える土木建築に関する工事（設計・調査・測量及び土木建築に関する工事の用に供する事を目的とする機械類の製造を除く。）です。

請負代金額の１０分の４以内の前金払を支払った後、施工の中間時期にさらに１０分の２を超えない範囲で追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。

**Ｑ２　中間前金払のメリットは何ですか？**

Ａ２　「部分払」の場合は、出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、手続きが簡略化されます。また、「部分払」の対象でない工事も対象となります。ただし、請求時に保証事業会社の保証証書（当該保証契約が電磁的方法による場合にはその内容を記録した電磁的記録に係る資料等）を提出する必要があります。

**Ｑ３　中間前払金を請求できる要件は何ですか？**

Ａ３　当初の前金払の支払いを受けた後、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

（１） 工期の２分の１を経過していること。

（２） 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

（３） 既に行われた当該工事の進捗額が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

**Ｑ４　実際の工事の出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？**

Ａ４　上記「Ａ３」の支払要件を全て満たしていれば、（予定出来高の消化状況に関係なく）請求することができます。

**Q５　工事現場等に搬入された検査済の材料等は、その額を経費に加算することは出来ますか？**

Ａ５　出来ます。上記「Ａ３」の（３）の経費に加算して認定請求書を提出してください。

**Q６　中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？**

A６　中間前金払の認定にあたっては、「認定請求書」に「工事履行報告書」及び「工程表」を添付して工事予算課に提出するものとします。

　　　また、その他必要に応じて追加資料の提出を求めるものとします。

**Ｑ７　中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？**

Ａ７　工事予算課は、認定請求があったときは、提出された「工事履行報告書」等により中間前金払ができる要件を満たしているかどうかの調査を行い、その結果を７日以内に通知します。

なお、支払いについては、「中間前払金支払請求書」、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書（当該保証契約が電磁的方法による場合にはその内容を記録した電磁的記録に係る資料等）」及び「契約書（写し）」を添付して工事予算課に提出するものとします。

また、当該保証契約が電磁的方法による場合には、契約課から保証証書に代わる資料を工事予算課に提供しますので、速やかに契約課へ連絡してください。

工事予算課は、「中間前金払支払請求書」を受理した日から１４日以内に中間前払金の支払いを行います。

**Ｑ８　中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？**

Ａ８　中間前金払と部分払は選択制になりますので、部分払を選択した工事は中間前払金を請求できません（継続費等に係る２年以上にわたる契約で中間前金払を選択した工事の場合を除く。）。